

地域ぐるみの教育

(8)「高師の歴史」を追究し、高師のよさを再確認

豊橋市では地域に根ざした「特色ある学校づくり」に取り組んでいます。このコーナーでは、校区に息づく文化・歴史・自然などを活用し、保護者や地域住民の協力を得ながら学んでいる子どもたちの姿を紹介します。

地域ぐるみの

高師小学校は、明治6年に脩徳学校として、西高師の高林寺に開校されました。昭和30年には天伯小が分離。ピーク時には2千人近くの児童数を数えましたが、昭和52年に幸小、昭和56年には芦原小が分離独立し、校区もさまざまな変遷を経て、今日に至っています。

6年生は社会の歴史学習に並行して、総合的な学習で「高師の歴史」を追究しました。

■「勝地高師山」ってなあに？

校区の歴史を調べる手始めとして、学校の敷地内にある「歴史的なもの探し」をしました。学校の裏庭に「勝地高師山」と刻まれた石碑が建てられているのに注目した子どもたち。石碑の上には二匹の狛犬のような動物が乗っかっていて、何とも不思議な形

の石碑です。「勝地つて戦争で勝った記念といふことかな」「山なんか無いのに」と、疑問はふくらむばかりです。

いろいろ調べたところ、この辺りは平安時代の頃より景勝地として有名で、「たかし山」は歌枕となつていて、大正天皇の歌会始で歌人の黒田清綱がたかし山を詠んだ和歌が入選し、県より名勝指定された記念に石碑を建てたことなどがわかりました。また、他にも魚雷台や皇太子誕生記念碑などが見つかりました。



石碑「勝地高師山」

■高師の昔のようすを聞く

校区のお年寄りから昔のようすを聞く会も開きました。第二次大戦中や戦後間もない頃の、高師校区や子どもたちの生活について詳しく説明していただきました。昔は荒野が広がり、冬など風が強くて大変だったこと、1学級60人ぐらいいたことなど、子どもたちの知らないことがたくさんありました。



昔のようすを聞く会

■地域の中の歴史発見

通学路や家の近所にあるお寺や神社、お地藏様など、歴史的な雰囲気のあるものを探し出し、地図に印をつけ、情報交換しました。その後、夏休みの研究課題として、興味をもった事柄について個人追究を進めました。

- ・源頼朝も立ち寄った逆戈神社
 - ・三十三観音の秘密
 - ・高師の語源「高鷹神明社」
 - ・俘虜收容所があった高師緑地
 - ・戦時中活用された松の木
 - ・高師小僧
 - ・ユニチカと引き込み線跡
- など、平安時代から現代に至るまでのさまざまな課題を追究しました。

■高師のよさを再確認

夏休み後、研究成果を発表する会を開きました。前回、高師の昔のようすを教えていただいたお年寄りを、もう一度ゲストティーチャーとしてお迎えし、アバイスをしただくことにしました。発表の後、「みなさん、とてもよく調べてあるので感心し



「高師の歴史」発表会

ました。これからも歴史のある高師校区で生活していることを誇りに、さらに他の人たちにも伝える努力をお願いします」とお言葉をいただきました。子どもたちはお互いの発表を聞き合う中で、高師のよさを再確認できました。

自分の選んだ課題を追究し、一つの結果にまとめる作業をとおして、校区への愛着もいっそう高まったようです。

問合先 高師小学校 ☎45・8216

豊橋の学校教育の指針についてはホームページ (http://www.city-toyohashi.aichi.jp/bu_kyoiku/gakkoukyoku/) をご覧ください。

税金の申告を忘れずにしてください

市民税・県民税の申告書と手引きを
2月上旬に発送します

申告書の発送について、詳しくは市民税課(☎51・2204)までお問い合わせください。

所得税の還付申告受付会などについて

(1) 給与所得者の還付申告受付会

とき 2月7日(土)・8日(日)午前9時30分～正午、午後1時～4時 **ところ**

教育会館(神野ふ頭町ライフポートとよはし内) **対象** 給与所得者で次のいずれかに該当する方①医療費控除を受けようとする方②中途退職など年末調整が行われていない方※公的年金等受給者は当会場では受け付けできません **必要なもの**

の 印鑑、計算機器、給与などの源泉徴収票原本、平成20年中に支払った社会保険料の額が分かるもの(国民年金保険料は支払った保険料の金額を証明する書類が必要)、生命保険・地震保険・個人年金などの保険料控除証明書、医療費の領収書(あらかじめ集計してください)、保険金などで補てんされた金額が分かるもの、扶養控除・配偶者特別控除を受ける場合はその方の所得が分かるもの、本人名義の預貯金通帳 **申し込み** 不要 **その他** 複雑な事案や資料不足、申込者数が予定を超えた場合など、受け付けできない場合があります **問合せ先** 東海税理士会豊橋支部(☎55・0266)

(2) 外国人のための税務相談会(要予約)

とき 2月1日(日)・8日(日)午前10時～正午、午後1時～4時 **ところ**

市役所講堂(東館13階) **対象** 源泉徴収で納めた税金が還付される方で次のいずれかに該当する方①年末調整が行われていない給与所得者②平成20年1月1日～12月31日の1年間で2か所以上から給与を支給された方③年中途中で退職し、その後就職していない方④扶養親族を年末調整で計算していない方 **必要なもの** 外国人登録証(表裏両面のコピー)、居住形態に関する確認書、源泉徴収票原本(勤務していた会社すべてのもの)、本人名義の預貯金通帳、その他申告に関する書類 **申込先** 豊橋市国際交流協会(☎55・3671)

の借入金等特別控除は受け付けできません。内容によっては当日受け付けできない場合もあります。還付申告の方は確定申告期間以外でも申告書を提出することができます

固定資産税の申告について

申告期限 2月2日(月) **ところ** 市役所資産税課(東館2階)

■償却資産の申告

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品など減価償却の対象となる資産です。これらの資産を所有している方は、平成21年1月1日現在の所有状況を申告してください。

〈耐用年数省令の改正〉

平成20年度の税制改正において「減価償却資産の耐用年数に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に耐用年数が増えられました。償却資産(固定資産税)では、既存資産も含めて、平成21年度分の申告より改正後の耐用年数が適用されます。過去に申告いただいた資産について

この省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告してください。

問合せ先 資産税課(☎51・2226)

■住宅用地の申告

土地の固定資産税と都市計画税は、土地利用の目的が住宅であるか非住宅であるかにより税額の算出方法が異なります。住宅用地の場合、税額が軽減されます。また、建物の新築・増改築などにより土地利用状況を変更した場合は、用地の変更申告をしてください。

対象 平成20年1月2日～平成21年1月1日に所有する土地で次のいずれかに該当し、申告書を提出していない方①居住用家屋を新築、または増改築②居住用家屋のすべて、または一部取り壊し③家屋の用途を変更(例)倉庫から居住用住宅へ④新たに住宅用地として利用を始めた、または住宅用地以外に利用を変更した

問合せ先 資産税課(☎51・2215)